

## 鹿 児 島 県 公 報

令和元年11月29日（金）第60号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 1
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 1
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 2
- 道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 2
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定（建築課取扱い） 2
- 液化石油ガスの販売事業者の認定（消防保安課取扱い） 2
- 道路の位置指定（北薩地域振興局取扱い） 3

## 公 告

- 一般競争入札公告（農産園芸課取扱い） 3
- 建設業法に基づく監督処分公告（監理課取扱い） 5
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 5
- 競争入札の参加者の資格に関する公告（管財課取扱い） 6

## 公 安 委 員 会 規 則

- 緊急自動車の運転資格の審査に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許試験課取扱い） 7

## 県 立 病 院 局 企 業 告 示

- 指定代理納付者の指定（県立病院課取扱い） 11

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 538 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和元年11月29日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

病 院 又 は 診 療 所		更 新 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
出水総合医療センター	出水市明神町520	令和元年 12月1日	育成医療・更生医療

## 鹿 児 島 県 告 示 第 539 号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月29日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）

- 2 作業の期間 令和元年7月16日から令和3年2月26日まで  
 3 作業の地域 鹿児島市鴨池新町地内

**鹿児島県告示第540号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和元年11月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月29日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	栗野加治木線	始良郡湧水町米永字坂元3366番1地先から3378番12地先まで	前	9.2～15.6	344.3
			後	9.2～15.6	344.3
			後	10.3～13.9	355.5

**鹿児島県告示第541号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和元年11月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月29日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	栗野加治木線	始良郡湧水町米永字坂元3366番1地先から3378番12地先まで	令和元年11月29日

**鹿児島県告示第542号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和元年11月29日

鹿児島県知事 三反園訓

- 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所  
 社会福祉法人南恵会  
 大島郡天城町瀬滝1006番地1
- 支援業務を行う事務所の所在地  
 大島郡徳之島町亀徳3345番地

**鹿児島県告示第543号**

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和元年11月19日

鹿児島県知事 三反園訓

- 名称  
 北さつま農業協同組合
- 代表者の氏名  
 代表理事組合長 春田和則

- 3 所在地  
薩摩郡さつま町虎居745番地
- 4 認定年月日  
令和元年11月19日

## 北薩地域振興局告示第15号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和元年11月29日

北薩地域振興局長 橋口秀仁

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
令和元年 10月4日	出水市本町13番36号 有限会社ザム 代表取締役 本村満彰	出水市下鯖町1743番3及び 1744番3	40.06	4.79～6.00

## 公 告

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和元年11月29日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入をする物品等の名称及び数量  
フラワーパークかごしま維持補修業務（園内バス更新） 1台
  - (2) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
令和2年3月13日
  - (4) 納入場所  
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年12月13日（金）午後2時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎地下1階）会議室B 1－B－1

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㍿) 交付場所 鹿児島県農政部農産園芸課花き果樹係

(イ) 交付期限 令和元年12月13日（金）午後2時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 最低制限価格

設定しない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県農政部農産園芸課花き果樹係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3183
ファックス番号 099-286-5595

建設業法に基づく監督処分のお知らせ

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり処分をした。

令和元年11月29日

鹿児島県知事 三反園訓

Table with 7 columns: Disposal date, Disposal recipient (Company name, Address, Representative name, License number), Disposal content, and Disposal reason. Row 1: 令和元年11月15日, エス・アール, 鹿児島市春山町364番地4, 瀬ノ口徳昭, 鹿児島県知事許可(般-30)第14850号, 営業の停止命令 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業のうち、民間工事に係るもの 2 停止を命ずる期間 令和元年11月30日から同年12月14日までの15日間, 株式会社エス・アールは、民間発注の建設工事において、主任技術者を配置しなかった。このことは、建設業法第26条に違反し、同法第28条第1項第2号に該当する。

注 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年11月29日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(2工区)

霧島市国分湊字竿富1519番1, 1519番2, 1520番1, 1520番2, 1520番3, 1521番, 1522番2, 1523番1, 1523番2, 1524番2の一部, 1524番3及び1524番5の一部並びに国分下井字上塩濱3294番2, 3294番3, 3295番1, 3295番2及び3295番3

2 公共施設の種類の、位置及び区域

道路 霧島市国分湊字竿富1519番1の一部並びに国分下井字上塩濱3295番2の一部及び  
3295番3の一部

- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
霧島市国分下井18番地1  
霧島建物株式会社  
代表取締役 鎌田隆士  
.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和2年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和元年11月29日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 調達をする物品等の種類  
物品の購入（電気）
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。  
なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
  - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等  
競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
  - (1) 申請の方法  
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。
  - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643
  - (3) 申請書類の受付期間  
令和元年11月29日から同年12月17日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
  - (4) 入札参加資格審査を受けることができない者  
次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。  
ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者  
イ 電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者でない者
  - (5) 入札参加資格審査結果の通知

- 入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格を取得した日から令和2年9月30日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法  
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

## 公安委員会規則

緊急自動車の運転資格の審査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年11月29日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

### 鹿児島県公安委員会規則第11号

緊急自動車の運転資格の審査に関する規則の一部を改正する規則

緊急自動車の運転資格の審査に関する規則（昭和54年鹿児島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（免許証への記載）

第9条 審査に合格した者については、その者の免許証の備考欄の最下段に「緊急車（中型）運転可 年 月 日鹿児島公委」の例による記載を行うとともに、申請書にその旨を記録して保存しておくものとする。

- 2 オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられており、クラッチの操作装置を有しない自動車（以下「AT車」という。）を使用して審査に合格した者については、AT車以外の自動車（以下「MT車」という。）である緊急自動車を緊急用務のために運転することはできず、免許証の備考欄の最下段には「緊急車（普通（AT車に限る。））運転可 年 月 日鹿児島公委」の例による記載を行うものとする。

第10条中「都道府県公安委員会」の次に「（以下「審査公安委員会」という。）」を加え、「しなければならない」を「させ、審査公安委員会に電話等で審査の事実を確認の上、「緊急車（中型）運転可 年 月 日（審査公安委員会に係る都道府県名） 公安委員会」の例による記載を行うものとする」に改め、同条の次に次の1項を加える。

- 2 審査なしに緊急自動車を緊急用務のため運転する資格を有する者が免許証にその旨の記載を必要とする場合は、使用者を通じて緊急自動車運転資格記載申請書を公安委員会に提出させ、事実を確認の上、「緊急車（中型）運転可（無審査） 年 月 日鹿児島公委」の例による記載を行うものとする。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

## 審査用自動車

運転しようとする 緊急自動車	審 査 用 自 動 車	備 考
中型自動車	最大積載量が5,000キログラム以上で、長さ7.00メートル以上8.00メートル以下、幅2.25メートル以上2.50メートル以下、軸距4.10メートル以上4.40メートル以下の中型自動車	原則として、補助ブレーキを有するものであること。
準中型自動車	最大積載量が2,000キログラム以上で、長さ4.40メートル以上4.90メートル以下、幅1.69メートル以上1.80メートル以下、軸距2.50メートル以上2.80メートル以下、前輪軸距1.30メートル以上の準中型自動車	
普通自動車	長さが4.40メートル以上4.90メートル以下で、幅1.69メートル以上1.80メートル以下、軸距2.50メートル以上2.80メートル以下、輪距1.30メートル以上の普通自動車	
大型自動二輪車	総排気量が0.700リットル以上の大型自動二輪車（当分の間、AT車にあっては、総排気量0.600リットル以上のもの）	
普通自動二輪車	総排気量が0.300リットル以上の普通自動二輪車	
小型限定普通自動二輪車	総排気量が0.090リットル以上0.125リットル以下の普通自動二輪車	



別記第1号様式中

審査に係る 緊急自動車の種類	中型	準中型	普通	大白二	普自二	小型二輪	を
審査に係る 緊急自動車の種類	中型	準中型	普通	大白二	普自二	小型二輪	に、
	MT車			AT車			
小 特 ・ 原 付	牽 引	を	小 特	原 付	牽 引	に改め、同様式備考3を削る。	

別記第2号様式を次のように改める。

## 第2号様式（第10条関係）

緊急自動車運転資格記載申請書																			
年 月 日																			
鹿児島県公安委員会 殿																			
氏名・生年月日				年 月 日															
記載申請の理由				1 運転免許を受けていた期間が法定期間に達しているため 2 運転免許証を再交付されたため 3 その他（ ）															
審査合格年月日				年 月 日															
審査公安委員会				公安委員会															
緊急自動車の種類				中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪															
				MT車						AT車									
現 に 受 け て い る 免 許 証	交付公安委員会				公安委員会														
	交付年月日				年 月 日				有効期限		年 月 日								
	免許証番号				第 号														
	免許の種類				大	中	準	普	大	大	普	小	原	牽	大	中	普	大	牽
					型	型	中	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	特	二
免許の条件																			
緊急自動車の使用者				所在地															
				職 名															
				氏 名				印											

備考1 審査合格年月日及び審査公安委員会欄は、運転免許証を再交付されたため記載を必要とする場合にのみ記載すること。

2 記載申請の理由、緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。

3 記載申請の理由がその他に該当する場合は、（ ）内にその理由を記載すること。

4 緊急自動車の使用者欄の印は、公印を用いること。

附 則  
この規則は、令和元年12月1日から施行する。

## 県立病院局企業告示

### 鹿児島県県立病院局企業告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和元年11月29日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

- 1 指定代理納付者の名称及び住所  
九州カード株式会社  
福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号
- 2 指定代理納付者による代理納付を認めた収入  
県民健康プラザ鹿屋医療センターにおける鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）第10条に規定する使用料
- 3 指定代理納付者による代理納付が行える期間  
令和元年12月2日から令和2年3月31日まで